

新型コロナウイルス禍における県外災害ボランティア受入方針

1 ボランティアの募集条件

現地災害ボランティアセンターにおける災害ボランティアの募集は、以下のいずれにも該当しない者であることを示して募集を実施する。

- ① 発熱 37.5℃以上、呼吸器症状（咳、のどの痛み、鼻水・鼻づまり、息苦しさ）、頭痛、全身倦怠感の症状がある者
- ② 嗅覚・味覚に障害がある者
- ③ 上記①、②の症状が家族や同居人に見られる者
- ④ 海外渡航歴があり、帰国後2週間を経過していない者
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症患者と接触（1m以内、15分以上の接触の可能性のある者）してから2週間を経過していない者
- ⑥ 糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患がある者、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている者、妊婦

ボランティア受付時には、上記に該当しないことを確認するチェックシートと連絡先（住所、氏名、携帯電話番号）の提出を求める。

2 ボランティアの募集範囲

福井県が“接触機会の低減を目指した外出自粛”や“県境を越えた移動の自粛”を県民に要請する状況にある場合には、県境を越えたボランティアの受け入れを自粛する。

受入元都道府県が“週平均の新規感染者数が人口10万人当たり15人以上”の場合は、当該都道府県からのボランティアの受け入れを、原則自粛する。

ただし、上記の場合であっても大規模災害時には、国の発表する感染状況の評価を参考に、専門ボランティアに限定した募集など募集規模の抑制や、PCR検査等による陰性確認がとれる者のみを受け入れるなど、総合的に判断する。

現地災害ボランティアセンター連絡会は、被災住民のニーズや意見を把握するため被災自治会の代表者等と協議を図るとともに、県災害ボランティアセンター連絡会とも協議しながら判断する。

※現地災害ボランティアセンター連絡会が構成されていない地域は、行政、社会福祉協議会等が協議して判断を行う。

3 健康状態の確認と感染症対策の徹底

現地災害ボランティアセンターでは、毎日、活動前にボランティアに対して検温を実施し、発熱や募集条件の①、②の症状がある場合は、参加を止める。

ボランティアに対しては、「災害ボランティア活動時の感染症対策について」(別紙)を配布し、感染症対策を徹底する。

健康状態等の確認のため、現地災害ボランティアセンターに保健師または看護師を原則、常駐させる。また、感染時に備え、県の保健所との連絡体制を整える。

ボランティアに対し、感染症防止のため、現地災害ボランティアセンターが決定した事項・指示に従うことを周知する。

【別紙】

新型コロナウイルス感染症対策のため、以下の①～⑦を遵守し、活動していただきますようお願いいたします。何かございましたら、現地災害ボランティアセンターまでご連絡をお願いいたします。

① 健康状態等の確認

活動中に体調に異常があれば、直ちに活動を中止し、現地災害ボランティアセンターに報告すること。

② 手洗い・手指消毒の励行

活動前、活動中、活動終了後のいずれも石けんでの手洗い、またはアルコール等での手指消毒を徹底すること。

泥がついているなど、汚れている場合は石けんで手洗いを行うこと。

③ マスクの着用

常にマスクの着用を徹底。ただし、屋外で人と人との間隔が十分な距離（2m以上）を確保できる場合には、マスクを外しても構わない。マスクを外す場合は常に人との距離を意識して、確保できない場合には直ちに再度着用すること。

特に食事の際は人と人との距離を十分確保して食べるとともに、会話は食事を終えて、マスクを着用してからにすること。

④ 対人距離の確保

ボランティア同士あるいは被災者と会話する際は、マスクを着用するとともに、十分な距離を保つことを徹底すること。

⑤ 屋内活動時の換気の徹底

屋内で活動する場合は常時換気ができているか確認すること。

⑥ 新型コロナウイルス以外の感染防止対策

仮設トイレ等の利用時やボランティアセンターなどの建物内に入る時は、靴底裏を消毒した上で入るようにすること。

⑦ その他

厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的に活用すること。

感染症防止のため、現地災害ボランティアセンターが決定した事項・指示に従うこと。